

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

○東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(八七)

○首都直下地震対策特別措置法(八八)

〔政 令〕

○地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令(三二〇)

○地方自治法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の指定に関する政令の一部を改正する政令(三二一)

○港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三二二)

○港湾法施行令の一部を改正する政令(三二三)

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(三二四)

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法の施行期日を定める政令(三二五)

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令(三二六)

〔府令・省令〕

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第十六条第四項の規定による都道府県公安委員会への通知に関する命令(内閣府・国土交通五)

〔省 令〕

○労働安全衛生規則の一部を改正する省令(厚生労働二二五)

○港湾法施行規則及び港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令(国土交通九一)

○海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則(同九二)

〔告 示〕

○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件(内閣府二五二)

○道路交通法第一百条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件(国家公安委四二)

○技術協力に関する日本国政府とジャマイカ政府との間の協定の署名に関する件(外務三五六)

○安全衛生特別教育規程の一部を改正する件(厚生労働三六三)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件(同三六四)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(同三六五)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同三六六)

○高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する件(経済産業二五〇)

○高速自動車国道に関する件(国土交通一一五九、一一六〇)

○J-ROAD IIを活用した点検整備に係る情報の取扱指針の一部を改正した件(同一一六一)

○特定警備実施要領(同一一六二)

〔資 料〕

四半期別GDP速報(一次速報)(二〇一三(平成二五)年七〜九月期)(内閣府)

◆東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(法律第八七号)(内閣府本府)

1 題名の改正
題名を「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改めることとした。(題名関係)

2 目的の改正
目的に、「南海トラフ地震による災害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み」との文言の追加等を行うこととした。(第一条関係)

3 定義の改正
この法律において「南海トラフ地震」とは、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいうこととした。(第二条関係)

4 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定等
内閣総理大臣は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定するものとした。(第三条関係)

5 南海トラフ地震防災対策推進基本計画
中央防災会議は、4による推進地域の指定があつたときは、南海トラフ地震防災対策推進基本計画を作成し、及びその実施を推進しなければならないこととした。(第四条関係)

6 南海トラフ地震防災対策推進計画
防災業務計画等のうち、避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路等の一定の事項について定めた部分を、南海トラフ地震防災対策推進計画(以下「推進計画」という。)とすることとした。(第五条及び第六条関係)

7 南海トラフ地震防災対策計画
推進地域内において不特定かつ多数の者が出入りする施設を管理する者等が南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画を、南海トラフ地震防災対策計画とすることとした。(第七条及び第八条関係)

◆東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(法律第八七号)(内閣府本府)

本号で公布された法令のあらまし

第三第九号を次のように改める。

九 削除

第三第十九号中「留置術」を「植込み術」に、「重度大動脈弁狭容症」を「弁尖の硬化変性に起因する重度大動脈弁狭容症」に、「弁尖の硬化変性に起因する」を「慢性維持透析を行っている患者に係る」に改める。

○厚生労働省告示第三百六十四号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月一日から適用する。

平成二十五年十一月二十九日

厚生労働大臣 田村 憲久